

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山市小中学校PTA連合会補助金 (犬山市社会教育団体育成補助金)		市の担当部課	教育部文化スポーツ課		
				問い合わせ先	0568-44-0353		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		—		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市社会教育団体育成補助金等交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和55年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		学校と犬山市PTA小中学校連合会との連携により、PTA活動を推進し、教育の発展に寄与している団体であるため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		犬山市小中学校PTA連合会は、PTA活動の基盤となる社会教育団体であり、家庭教育の推進や子ども達の安全を見守る事業を実施している。団体の育成を図り、持続的な活動を支援するために、当該補助金の交付は必要である。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		50,000 円	50,000 円	0 円	0 円		
		(50,000 円)	(50,000 円)	(0 円)	(0 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		—					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳		—			
				—			
				—			
—							
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助対象経費の50%以下(予算の範囲内)			
		補助限度額		50,000円			
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	実績報告書において、交付の目的における支出内容を確認している。		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		—					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和2年度の実績に基づき作成しています。